

周南市地域自立支援協議会 第4回定例協議会会議録

1 場所 周南市文化会館

2 日時 平成24年3月22日 午後2時から午後5時

3 出席状況

(1) 出席委員

沖本会長、三好委員、高畠委員、松村委員、田中委員、竹内委員、北野委員、服部委員、岡村委員、蔵重委員、金池委員、片山委員、古谷委員、

(2) 事務局

障害福祉課長、外4名

相談支援会議・地域生活部会・就労部会・教育部会の専門部会長

(3) 傍聴者 無し

4 審議等経過及び結果

(1) 障害福祉課長あいさつ

(2) 議事

◇会長 それでは、議事に入ります。(1)各専門部会からの本年度の事業報告を部会長さんから説明をお願いします。

◇資料により各専門部会部会長が説明

①相談支援会議 ②地域生活部会 ③就労部会 ④教育部会

◇会長 有難うございました。今の各部会の説明について、何かご質問は、ありませんか。

◇委員 7ページの「障害者ファミリーサポートセンターのようなボランティア組織」についてですが、ボランティアの育成等が必要になってくるのでは、ないのでしょうか。

◇部会長 お話のとおり、ボランティアの育成を図り、地域の人材的な資源の掘り起こしをすることになるでしょう。

◇委員 社会福祉協議会と共同で連絡を取ってやっていただけたら、とても良い事業になると思います。高齢者に広げていけたら、素晴らしい制度となり、介護保険を使う量も減ってくるのでは、ないでしょうか。

◇部会長 教育部会のみで考える事業では、なくなったと思います。

◇委員 自立支援協議会本体で取り上げ事業を進めていくには、協議する人数が多すぎると思います。

◇委員 教育部会では、やれないのでプロジェクトとして進めては、いかがでしょうか。

◇事務局 協議をしやすい人数というのは、あると思います。また、高齢者や妊産婦までを含めた事業となれば、市役所内の関係する部署との協議も必要となります。どのような形で協議を進めるかは、今この場では、お答えできませんので、検討していきたいと思います。

◇会長 久米地区でもこのような話がありました。どこの地区もこのような課題はありますね。

これで議題1は、終了といたします。

ここで休憩を取り、3時15分から再開といたします。

◇会長 それでは、始めたいと思います。レジメに沿って(2)障害福祉計画について事務局より資料の説明をお願いします。

◇事務局 14ページから16ページの説明。

◇会長 パブコメの実施結果について、何かご意見はございませんか。

◇委員 16ページ7の、最初の2行の表記は、必要ないのでは？

◇事務局 厚生労働省のホームページからの引用ですが、持ち帰り検討いたします。

◇会長 他に何かありますでしょうか。

それでは、議案(3)障害福祉サービス支給決定基準について事務局より説明をお願いします。

◇事務局 17ページから24ページを説明。

◇会長 周南市支給決定基準(案)と追加資料の説明がありました。何かご質問がありましたらお願いします。

◇委員 支給決定基準が定められても、今支給されているサービス量は、変わらないということでしょうか。

◇事務局 今の支給量が必要であるということで決定をしているので、支給決定基準が定められたから減らすということはありません。

◇委員 支給決定している約800人について、3年間で「サービス利用計画」を立てるのですか。入所、通所、訪問系全部ですか。指定特定相談事業所は、何事業所ですか。

◇事務局 3年間で全部やります。現在、事業所指定の申請をいただいているのは、5事業所です。

◇委員 基準を超えた場合、全部審査会にかけるのですか。

◇事務局 はい、そうです。

◇委員 通所系についても、基準を示しますか。

◇事務局 通所系については、月当たりの日数を国が示しているので今までどおりこれによっていくつもりです。

◇委員 通所サービスの定員が一杯で、サービス利用計画を立てても利用できないのでは、ないでしょうか。

◇事務局 日数を決定するのは、市ですが、実際のサービス利用は、利用者と事業所の契約となります。利用者と事業所が話し合い、どこの事業所を何日利用するかが決まることとなります。

利用したいだけの事業所がないというのは、施設整備の課題ではあります。

◇委員 周南3市全体で考えても、事業所が計画の作成に対応できるか危惧しています。

◇事務局 3年間で全員の計画を立てることができるよう、市としても対応を考えていきたいと思っています。

◇委員 決定プロセスがどのようなものか分からない。難しいので分かりや

すくできればよいのですが。

◇事務局 作成依頼を市から利用者さんに出し、それを持って事業所に行つてサービス利用計画を作成するものです。利用者と事業所の双方に説明していきたいと思ひます。

◇会長 他に意見、質問はありませんか。ないようでしたら、議題(4)サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについての説明をお願いします。

◇事務局 25 ページから 28 ページを説明。昨日の県の会議で分かったことですが、27 ページの「施設入所支援」+「就労継続支援 A 型、B 型」とありますが、A 型が対象外となりました。

◇委員 施設入所には、待機登録がありますが、説明のあったような特例的な入所ができるということは、区分が低くても待機登録ができるということでしょうか。

◇事務局 お見込みのとおりです。

◇委員 区分が何でも、だれでも入所が可能になったように思ひますがいかがでしょうか。

◇事務局 お示したような一定の方針を定めて適用しますので、ケアマネジメントによりその人に本当に必要な支援であれば入所できるということになります。

◇会長 他に何かありましたら、お願いします。ないようでしたら、これで閉会します。ありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認しここに署名する。